

議事(1) 会長及び副会長の互選について

大船渡市農業振興対策協議会設置条例第4条第1項の規定により、会長及び副会長の選出を求めます。

- 会長 1名
- 副会長 1名

議事(2) 第7次大船渡市農業振興基本計画の取組状況について

資料 資料1のとおり

議事(3) 大船渡市農業振興地域整備計画の見直しについて

1 概要

市では、将来に向けて持続的に発展する本市農業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「大船渡農業振興地域整備計画（農振計画）」を策定し、おおむね5年ごとに計画の見直しを行っています。

現行計画の計画期間は、令和元年度から令和5年度までとなっており、令和6年3月を目途に計画の見直しをするものです。

2 見直しの主な内容

農用地の現況及び今後の利用計画を踏まえ、次の事項等について、見直しを行います。

- (1) 今後の農業経営上農用地区域に含めるべき農地の編入
- (2) 農業用施設用地に使用するための農用地の用途変更
- (3) 農業以外の用途に利用するための農用地区域からの除外

3 スケジュール

期日（予定）	項目	内容等
令和5年 2月16日～ 3月15日	農家意向調査（資料2）	1,699戸配布、934戸回収 回収率55.0%
4月	県に基礎調査実施報告（※1）を提出	市内の農振地域及び農用地区域の土地利用状況等を報告
4月～8月	基礎資料及び付図の作成	
5月～7月	農用地等の現況把握及び農振除外検討	・4～5月に受付した農振除外申出（17件）の現地確認及び除外検討を行う。 ・定義除外箇所（※2）を設定する。
6月～8月	農振計画素案の作成・内部での検討・農業関係機関等との調整	基礎調査等（※3）の結果に基づき、農振計画素案を作成し、調整・検討を行う。
9月下旬～ 10月中旬	県との農振計画案調整	
10月中旬	県との農振計画案に係る事前協議	
11月中旬	県農業振興地域整備促進連絡協議会による審議	
令和6年 1月上旬	市関係機関（農協、農業委員会、その他農業関係団体等）からの意見聴取	大船渡市農業振興対策協議会で意見聴取し、農振計画案の最終調整を行う。
1月下旬	農振計画案の公告縦覧	公告縦覧：30日間 異議申立期間：縦覧期間終了後15日間

期日（予定）	項目	内容等
3月上旬	県へ農振計画案に係る変更協議申請	
3月中旬	県から計画変更の同意（回答） 決定公告	

※1…市内の農振地域及び農用地区域の土地利用状況等を報告

※2…農業委員会が農地法の適用外証明または非農地通知を交付した箇所

※3…農振計画を見直すために行う農家意向調査や基礎調査実施報告等の調査

○大船渡市農業振興対策協議会設置条例

昭和48年3月5日条例第12号

改正

平成11年3月12日条例第2号

平成13年11月14日条例第86号

平成14年3月18日条例第14号

平成24年3月19日条例第11号

大船渡市農業振興対策協議会設置条例

(設置)

第1条 農業の振興対策に関し、必要な事項を調査審議するため、市長の諮問機関として大船渡市農業振興対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 協議会の所掌事項は、おおむね、次のとおりとする。

- (1) 農業振興の総合的対策に関すること。
- (2) 市農業長期計画の推進に関すること。
- (3) その他農業振興に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもつて組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業委員会の委員
- (2) 農業団体の役職員
- (3) 知識経験者
- (4) 農業者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、農林水産部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にかつて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 大船渡市農業基本対策協議会設置条例（昭和39年条例第10号）は、廃止する。

附 則（平成11年3月12日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月14日条例第86号）

1 この条例は、平成13年11月15日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成15年3月31日までの間に委嘱される大船渡市農業振興対策協議会の委員の任期は、改正後の大船渡市農業振興対策協議会設置条例第3条第2項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成14年3月18日条例第14号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

○ 大船渡市農業振興対策協議会事務局設置要領

(設置の目的)

第1条 大船渡市農業振興対策協議会設置条例(昭和48年大船渡市条例第12号)第1条の規定に基づく大船渡市農業振興対策協議会(以下「協議会」という。)の所掌事項に属する事務を処理するため、大船渡市農業振興対策協議会に事務局(以下「事務局」という。)を設置する。

(組織)

第2条 事務局は、概ね15人程度の局員をもって組織し、局員は、次の各号に掲げる者のうちから協議会の会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1) 農業委員会事務局の職員
- (2) 協議会委員の属する農業団体の職員
- (3) 農林課の職員
- (4) その他、会長が認める者

2 事務局に事務局長1名を置き、事務局長は農林課長をもって充てる。

3 事務局長は、会長の命を受け、事務を総理し、事務局会議の議長となる。

(会議)

第3条 事務局会議は必要に応じ会長が招集する。

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成7年2月9日から施行する。